

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件

昭和 49 年 3 月 26 日
福島県告示第 285 号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）本則第一項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表 2 に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域	該当類型	達成期間
(略)	海域 A	イ
<u>原町市地先海域</u> 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 ア <u>原町市及び相馬郡小高町境</u> の標柱 イ <u>相馬郡小高町及び双葉郡浪江町</u> の標柱から真方位 90 度の線上 9,000 メートルの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位 90 度の線上 16,000 メートルの地点とを結ぶ線が点アから真方位 90 度の線と交差する地点 ウ <u>相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境</u> の標柱から真方位 90 度の線上 9,000 メートルの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位 90 度の線上 16,000 メートルの地点とを結ぶ線が <u>原町市及び鹿島町境</u> の標柱から真方位 90 度の線と交差する地点 エ <u>原町市及び鹿島町境</u> の標柱 (略)		

備考

- 1 猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しない。
- 2 該当類型の欄中「河川」、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは、環境庁告示別表 2 の河川、湖沼又は海域の表の類型を示す。
- 3 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - (1) 「イ」は、直ちに達成
 - (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件

〔昭和50年3月17日
福島県告示第265号〕

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）本則第一項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域 (略)	該当類型 海域A	達成期間 イ
<p>相双地区地先海域</p> <p>次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（昭和四十九年福島県告示第二百八十五号により水域類型を指定した水域のうち、松川浦海域及び原町市地先海域に係る部分並びに次のaからfまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。</p> <p>a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱</p> <p>b 点aから真方位90度の線上5,000メートルの地点</p> <p>c 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点</p> <p>d 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500メートルの地点</p> <p>e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点と点dとを結ぶ線が点fから真方位90度の線と交差する地点</p> <p>f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から336度30分の線上1,650メートルの地点</p> <p>ア いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱</p> <p>イ いわき市四倉町及び同市久之浜境の標柱から真方位94度30分の線上5,000メートルの地点と双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160メートルの地点を結ぶ線上で、点アから真方位90度の線が交差する地点</p> <p>ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000メートルの地点</p> <p>エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000メートルの地点</p> <p>オ 福島県及び宮城県境の標柱</p> <p>(略)</p>		

備考

- 1 該当類型の欄中「河川」又は「海域」の表示は、環境庁告示別表2の河川又は海域の表の類型を示す。
- 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - (1) 「イ」は、直ちに達成
 - (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成